

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月9日
【会社名】	サムシングホールディングス株式会社
【英訳名】	Something Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 俊守
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場1丁目5番25号
【電話番号】	03(5665)0840(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 笠原 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場1丁目5番25号
【電話番号】	03(5665)0840(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 笠原 篤
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,098,360円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 150,106,360円
	(注) 1 本募集は、平成27年3月9日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しません。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,440個 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	8,098,360円
発行価格	本新株予約権 1個あたり3,319円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	サムシングホールディングス株式会社 管理部
払込期日	平成27年3月25日
割当日	平成27年3月25日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 小岩支店

(注) 1. サムシングホールディングス株式会社第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成27年3月9日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役（子会社含む）、及び従業員（子会社含む）に対して行うものではありません。

4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役（子会社含む）	17名	1,420個
当社従業員（子会社含む）	22名	1,020個
合計	39名	2,440個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、244,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。）。ただし、付与株式数は、下記（注）1の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、582円とし、本新株予約権発行後、下記（注）2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	150,106,360円 （注）下記（注）2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 サムシングホールディングス株式会社 管理部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 小岩支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、平成27年12月期、平成28年12月期及び平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 (1) 平成27年12月期の営業利益が220百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 (2) 平成28年12月期の営業利益が300百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 (3) 平成29年12月期の営業利益が400百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

	<p>2. 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記1の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>3. 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>

	<p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数の調整

割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(2) 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「本新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

5 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「本新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

6 1株未満の端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7 租税公課

新株予約権者は、本新株予約権の行使により課せられる一切の租税公課を自己の負担と責任において納付するものとする。

8 新株予約権の発行価額の算定理由

当該金額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法によって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
150,106,360	1,650,000	148,456,360

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は、払込金額の総額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておらず、具体的には、対象新株予約権発行に係る株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに支払う、新株予約権の設計費用、新株予約権の公正価値の評価及びこれを記載した報告書作成費用、発行書類に関するサポート費用となります。

3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、対象者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、本新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

従って、差引手取金概算額の具体的な使途については、現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成26年3月28日提出）、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期事業年度）の提出後、本届出書提出日（平成27年3月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成26年3月28日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成26年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3.5円 総額11,278,400円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

グループ企業拡大に伴う業務の効率化を推進して業績の向上をはかるため、本店所在地を東京都江東区に変更する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、前俊守、笠原篤、青木宏及び佐々木隆の4名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、本間裕二を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山田学を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	20,737	35	0	(注) 1	可決(99.8)
第2号議案 定款一部変更の件	20,713	59	0	(注) 2	可決(99.7)
第3号議案 取締役4名選任の件					
前 俊守	20,738	30	0	(注) 3	可決(99.8)
笠原 篤	20,737	31	0		可決(99.8)
青木 宏	20,740	28	0		可決(99.8)
佐々木 隆	20,739	29	0		可決(99.8)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
本間 裕二	20,740	32	0		可決(99.8)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
山田 学	20,747	25	0		可決(99.9)

- (注) 1 議決権行使をすることができる株主の議決権の2分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2分の1以上の賛成による。
- 2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第3 最近の業績の概要について

第16期連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）の業績の概要

平成27年2月16日開催の取締役会で承認し、公表された第16期連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。金額については、千円未満を切捨てて表示しております。

ただし、この連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。

なお、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,297,388	1,404,038
受取手形及び売掛金	2,317,802	2,167,310
商品及び製品	3,994	32,013
未成工事支出金	8,182	5,257
仕掛品	-	2,394
原材料及び貯蔵品	13,838	20,600
繰延税金資産	46,257	51,598
その他	281,754	289,642
貸倒引当金	111,656	99,396
流動資産合計	3,857,561	3,873,460
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	107,498	141,921
減価償却累計額	48,499	46,149
建物及び構築物（純額）	58,999	95,771
機械装置及び運搬具	605,196	686,683
減価償却累計額	506,389	542,278
機械装置及び運搬具（純額）	98,807	144,405
リース資産	824,253	1,103,667
減価償却累計額	254,355	449,004
リース資産（純額）	569,898	654,662
土地	14,647	16,057
建設仮勘定	-	22,620
その他	264,188	320,186
減価償却累計額	188,119	212,821
その他（純額）	76,068	107,364
有形固定資産合計	818,419	1,040,882
無形固定資産	53,711	60,528
投資その他の資産		
投資有価証券	50,402	53,930
繰延税金資産	3,504	-
その他	225,569	262,056
貸倒引当金	23,851	31,016
投資その他の資産合計	255,625	284,971
固定資産合計	1,127,757	1,386,382
資産合計	4,985,318	5,259,842

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,268,645	1,081,988
短期借入金	240,000	377,000
1年内償還予定の社債	33,200	-
1年内返済予定の長期借入金	431,552	476,268
未払法人税等	107,881	49,959
未払金	206,784	275,747
リース債務	177,300	230,336
その他	221,909	233,347
流動負債合計	2,687,274	2,724,648
固定負債		
長期借入金	540,450	653,060
リース債務	450,922	522,669
繰延税金負債	289	799
その他	22,788	31,520
固定負債合計	1,014,451	1,208,049
負債合計	3,701,725	3,932,698
純資産の部		
株主資本		
資本金	334,860	334,860
資本剰余金	299,432	299,432
利益剰余金	614,394	651,540
株主資本合計	1,248,687	1,285,833
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	540	861
為替換算調整勘定	1,062	4,300
その他の包括利益累計額合計	1,602	5,162
少数株主持分	33,302	36,148
純資産合計	1,283,592	1,327,144
負債純資産合計	4,985,318	5,259,842

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	9,766,306	9,275,214
売上原価	7,358,205	6,869,693
売上総利益	2,408,101	2,405,521
販売費及び一般管理費	2,087,676	2,240,920
営業利益	320,424	164,600
営業外収益		
受取利息	966	2,221
受取配当金	80	77
持分法による投資利益	1,482	-
為替差益	-	23,303
保険解約返戻金	-	11,788
その他	6,004	16,494
営業外収益合計	8,533	53,885
営業外費用		
支払利息	31,596	29,889
持分法による投資損失	-	400
その他	2,251	835
営業外費用	33,848	31,125
経常利益	295,109	187,361
特別利益		
固定資産売却益	2,167	780
特別利益合計	2,167	780
特別損失		
固定資産除却損	2,277	1,459
購買契約解約損	-	21,792
特別損失合計	2,277	23,251
税金等調整前当期純利益	294,998	164,889
法人税、住民税及び事業税	147,907	127,356
法人税等調整額	12,815	1,516
法人税等合計	135,091	125,840
少数株主損益調整前当期純利益	159,906	39,049
少数株主利益又は少数株主損失()	7,178	9,375
当期純利益	152,728	48,424

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	159,906	39,049
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	774	320
為替換算調整勘定（税引前）	1,062	5,082
その他の包括利益合計	1,836	5,403
包括利益	161,743	44,453
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	154,565	51,983
少数株主に係る包括利益	7,178	7,530

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	334,055	298,627	472,906	1,105,588
当期変動額				
新株の発行	805	805		1,610
剰余金の配当			11,239	11,239
当期純利益			152,728	152,728
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	805	805	141,489	143,100
当期末残高	334,860	299,432	614,394	1,248,687

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	234	-	234	26,124	1,131,478
当期変動額					
新株の発行					1,610
剰余金の配当					11,239
当期純利益					152,728
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	774	1,062	1,836	7,178	9,015
当期変動額合計	774	1,062	1,836	7,178	152,114
当期末残高	540	1,062	1,602	33,302	1,283,592

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	334,860	299,432	614,394	1,248,687
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当			11,278	11,278
当期純利益			48,424	48,424
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	-	-	37,146	37,146
当期末残高	334,860	299,432	651,540	1,285,833

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	540	1,062	1,602	33,302	1,283,592
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当					11,278
当期純利益					48,424
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	320	3,238	3,559	2,846	6,405
当期変動額合計	320	3,238	3,559	2,846	43,551
当期末残高	861	4,300	5,162	36,148	1,327,144

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	294,998	164,889
減価償却費	244,456	323,078
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,697	4,317
受取利息及び受取配当金	1,046	2,298
支払利息	31,596	29,889
持分法による投資損益(は益)	1,482	400
売上債権の増減額(は増加)	68,476	133,572
たな卸資産の増減額(は増加)	1,962	34,251
仕入債務の増減額(は減少)	129,885	186,736
その他	12,071	89,019
小計	631,268	513,246
利息及び配当金の受取額	587	645
利息の支払額	31,492	29,735
法人税等の還付額	15,295	-
法人税等の支払額	80,140	187,614
営業活動によるキャッシュ・フロー	535,517	296,542
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,029	6,022
有形固定資産の取得による支出	120,551	231,233
無形固定資産の取得による支出	17,074	32,377
敷金の差入による支出	15,029	26,504
敷金の回収による収入	-	28,786
貸付けによる支出	1,500	7,800
関係会社に対する貸付金の回収による収入	527	-
保険積立金の解約による収入	-	22,090
その他	13,595	12,971
投資活動によるキャッシュ・フロー	146,061	266,033

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	54,332	137,000
長期借入れによる収入	590,000	740,000
長期借入金の返済による支出	510,471	582,674
社債の償還による支出	99,600	33,200
配当金の支払額	11,012	11,217
少数株主からの払込みによる収入	-	13,926
少数株主への配当金の支払額	-	3,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	120,569	193,454
その他	1,610	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	95,710	66,879
現金及び現金同等物に係る換算差額	983	3,238
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	294,728	100,627
現金及び現金同等物の期首残高	886,662	1,181,391
現金及び現金同等物の期末残高	1,181,391	1,282,018

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、業種別に区分された事業ごとに当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として主体的に各事業ごとの事業戦略を立案し事業活動を展開しており、住宅地盤の調査、改良工事、並びに地盤関連業者に対する業務支援等に関する事業から構成される「地盤改良事業」、住宅地盤の保証等に関する事業から構成される「保証事業」、住宅地盤の調査及び改良工事の記録の認証、当該認証システム等のレンタル等に関する事業から構成される「地盤システム事業」、ベトナム社会主義共和国を中心とする東南アジアにおける住宅建設工事・建材の製造及び販売等に関する事業から構成される「海外事業」の4つを報告セグメントとしております。

従来は「その他」に含まれていた「海外事業」はその量的な重要性が増したため、当連結会計年度から、報告セグメントを従来の「地盤改良事業」、「保証事業」及び「地盤システム事業」の3区分から、「地盤改良事業」、「保証事業」、「地盤システム事業」及び「海外事業」の4区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益をベースとした数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	地盤改良事業	保証事業	地盤システム 事業	海外事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	9,331,192	201,375	129,932	-	9,662,500	103,805	9,766,306
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,548	160,054	97,265	-	259,867	3,190	263,057
計	9,333,740	361,430	227,197	-	9,922,368	106,995	10,029,364
セグメント利益又は損 失()	156,623	134,448	35,445	4,030	322,487	1,092	321,394
セグメント資産	3,797,355	442,360	285,753	39,311	4,564,780	67,287	4,632,067
その他の項目							
減価償却費	179,534	7,051	43,784	-	230,370	131	230,502
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	385,281	2,355	97,351	-	484,988	1,404	486,393

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、住宅検査事業及びソリューション事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	地盤改良事業	保証事業	地盤システム 事業	海外事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	8,815,695	174,076	136,345	34,871	9,160,988	114,225	9,275,214
セグメント間の内部 売上高又は振替高	288	135,660	110,800	-	246,749	1,024	247,773
計	8,815,983	309,737	247,145	34,871	9,407,738	115,249	9,522,987
セグメント利益又は損 失()	142,197	107,346	30,292	100,073	179,762	3,777	175,985
セグメント資産	3,745,192	582,427	286,874	158,458	4,772,953	74,002	4,846,956
その他の項目							
減価償却費	239,494	6,636	60,412	2,582	309,126	792	309,919
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	364,814	10,870	73,195	71,269	520,150	6,712	526,862

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、住宅検査事業及びソリューション事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	9,922,368	9,407,738
「その他」の区分の売上高	106,995	115,249
セグメント間取引消去	263,057	247,773
連結財務諸表の売上高	9,766,306	9,275,214

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	322,487	179,762
「その他」の区分の利益又は損失()	1,092	3,777
セグメント間取引消去	341,446	356,254
全社費用(注)	342,416	367,639
連結財務諸表の営業利益	320,424	164,600

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,564,780	4,772,953
「その他」の区分の資産	67,287	74,002
全社資産(注)	353,250	412,886
連結財務諸表の資産合計	4,985,318	5,259,842

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない資産であり、連結消去後の当社の管理部門に係る資産等であり
ます。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会 計年度	当連結会 計年度	前連結会 計年度	当連結会 計年度	前連結会 計年度	当連結会 計年度	前連結会 計年度	当連結会 計年度
減価償却費	230,370	309,126	131	792	14,932	16,592	245,435	326,511
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	484,988	520,150	1,404	6,712	16,895	25,512	503,288	552,374

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物等の設備投資額であります。

[関連情報]

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の売上高及び有形固定資産の金額が、連結損益計算書の売上高及び連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の売上高及び有形固定資産の金額が、連結損益計算書の売上高及び連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	地盤改良事業	保証事業	地盤システム事業	海外事業	計				
当期償却額	-	-	-	-	-	1,018	1,018	-	1,018
当期末残高	-	-	-	-	-	2,036	2,036	-	2,036

当連結会計年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	地盤改良事業	保証事業	地盤システム事業	海外事業	計				
当期償却額	-	-	-	-	-	1,018	1,018	-	1,018
当期末残高	-	-	-	-	-	1,018	1,018	-	1,018

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）	
1株当たり純資産額	388.00円	1株当たり純資産額	400.63円
1株当たり当期純利益金額	47.46円	1株当たり当期純利益金額	15.03円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	46.93円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.93円

（注）当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	152,728	48,424
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	152,728	48,424
普通株式の期中平均株式数（株）	3,218,141	3,222,400
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	36,538	21,744
（うち新株予約権（株））	(36,538)	(21,744)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-----	-----

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成25年 1月 1日	平成26年 3月28日 関東財務局長に提出
		至 平成25年12月31日	
四半期報告書	事業年度 (第16期第3 四半期)	自 平成26年 7月 1日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出
		至 平成26年 9月30日	

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月28日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 算浩	印
----------------	-------	-------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	平田 卓	印
----------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サムシングホールディングス株式会社の平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サムシングホールディングス株式会社が平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月28日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 算浩	印
----------------	-------	-------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	平田 卓	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 卓 印

業務執行社員 公認会計士 藤 代 孝 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。